

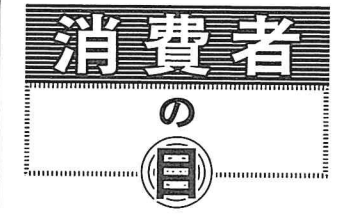
TPPでの 変更なし?

依然残る食品安全緩和の懸念

象徴的な 日本への相次ぐ添加物指定要求 日米並行協議

食品安全グローバルネット、監視体制強化を提案

政府は「食品安全についてTPP（環太平洋経済連携協定）による制度的変更はない」と説明する。だが一方、すでにTPPの日米並行協議で日本は添加物など規制緩和に合意しており、米国の食品規制を厳しくしているのに日本は実質



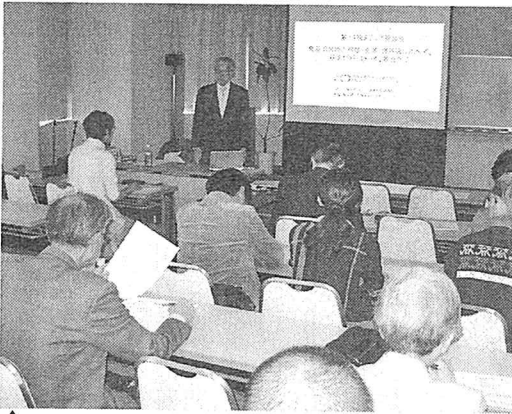
的に規制を緩め続けている国となっている」との指摘もある。三月三日、NPO「食品安全グローバルネット」の中村幹雄事務局長は都内で開かれた「メディア懇談会」に招かれ、食品添加物を中心に日本の安全規制の実態を報告した。

食品表示ネット「メディア懇談会」

◎制度変わらざる実質緩和へ

この「メディア懇談会」は「食品表示を考える市民ネットワーク」（代表・神山美智子弁護士）が時宜に合った食品問題を報告・検討する場として設定している。三月三日、その第十四回目が都内・主婦会館「ブラザエフ」で開かれた。当日はNPO「食品安全グローバルネット」の中村幹雄事務局長（鈴鹿医療科学大学客員教授）が出席、「食品添加の規格・基準は諸外国に比べて厳しい」というテーマ

で講演した。中村さんは「政府が言うように、TPPによる食品安全の規制制度変更はないかも知れない。だが、これまでそうだったように、国際整合化の中で実質的に規制緩和が行われていくことに警戒すべきだ」と説明した。中村さんは九〇年代までのかんきつ類などを対象としたシフフェニール、OPP、TBZ、イマザリルといったポストハーベスト農薬の指定許可経緯を説明し、「二〇一一年のフルジオキニル以降も新規指定が相次いでいる。ただ、二三



食品規制は緩和の歴史だったとの報告も（3月3日）

米国では規制強化策導入

「日本も消費者保護重視へ転換を」とアピル

ル色素の主成分「カルミン」も。中村さんは、「赤い色素のカルミンはアレルギー物質。日本には既存の色素があり代替も可能。それだけに新規指定には反対せざるを得ない」。◎許可添加物数は「日本が世界ダントツ」このようにすでに食品添加物の分野では新規指定が相次いでおり中村さんは、「今では日本の認可添加物数は世界ダントツ」

輸入食品から検出されたフェロシアン化物は当初は指定外添加物として違反扱い。だが直後に輸入促進のために指定許可となった。「以来、日本は国際汎用添加物四十六品目と国際汎用香料五十四品目、合計百品目について許可する方針を決めた。すでに昨年九月段階で、国際汎用添加物四十一品目が指定され、香料も全品認可された。TPPの日米並行協議では未指定の四品目についても日本は指定を再度約束した」

年のアンキシストロリンやピリメタニルの指定にあたっては、表示に関する第二次消費者委員会の審議はなかった。使用基準と表示はセツトのはずなのに消費庁と指摘した。体制が変わった。規制緩和策は消費者の監視が行き届かない中で浸透している。監視がないまま、酸化防止剤エトキシキンやTBH Oなどもポストハーベスト農薬として許可されるのでは、と中村さん。合成着色料や遺伝子組換え食品添加物も同様という。中村さんは、すでにその傾向は二〇一二年の塩の固結防止剤「フェロシアン化物」のフェロシアン指定から始まっていた。残留の四品目はアルミン、ケイ酸ナトリウムやケイ酸アルミニウムカルシウムなどだが、その中に「コチニール色素を再度約束した」

「日本も消費者保護重視へ転換を」とアピル。未登録の事業者も米国への輸入が禁止される。査察の項目には「HACC P（ハセップ）や「最新のGMP」（cGMP）適正製造規範」の履行チェックもあるという。中村さんは、「日本も脆弱な監視体制を抜本的に強化すること、これ以上の規格基準の緩和をしないこと、コーデックス（CODEX）国際食品規格委員会）よりも劣る規格・基準はコーデックスに合わせる必要がある」と説明した。